

## 税制改正ニュース

2025年

10月号

## 居住用の区分所有財産(分譲マンション)の評価方法の改正

令和6年1月1日以後に相続等により取得した「居住用の区分所有財産」(分譲マンション)の価額は、一定の補正率を適用した方法により評価することになり、高層階ほど評価額が高くなる計算方法に改正されました。国税庁 HP に具体的な計算方法がありますのでご紹介します。なお、複雑な計算方法につき詳細につきましては、国税庁 HP をご確認下さい。

【令和6年7月1日が相続開始日の場合の具体例】

(注) 居住用の区分所有財産に関する事項は、次のとおりです。

種 類:居宅(●)

築 年 数:15年(平成22(2010)年4月1日

~令和6(2024)年7月1日)(2)

総 階 数:11階(3)

所 在 階:3階(4)

専有部分の面積:59.69㎡ (❺)

敷地の面積:3,630.30㎡(6)

敷地権の割合:1150000分の6319 (◆)

敷地利用権の面積※: 19.95㎡

従来の区分所有権の価額:5,000,000円

従来の敷地利用権の価額:10,000,000円

※ 敷地利用権の面積は、次により計算します。

(敷地の面積6)

3,630.30 m × 6,319 1,150,000

= 19.95 m

<b>《</b> 月	居住用の	区分所	有財産	の登記	記事項語	正明書》		
表 題 部 (一棟の建物の表示) 誤製 余白				所在図書号 余白				
所 在 ●●●一丁目 1234番地					余白			
建物の名称 ●●●マンション					余白			
① 構	造 ②床面積 ㎡				原因及びその日付 (登記の日付)			
鉄絡コンクリート造陸屋 根地下1階付11階建 3 円 110007 3 円 110007 3 円 110007				10007	(平成22年4月18日)			
			( + B					
			11階 1 下1階	65.92				
表題き	部 (敷地権の目	的である土地	の表示)					
①土地の符号	2) 所 在 及	び地番	②地 目	<b>④</b> 地	積 mi	登記の日	付	
1	<b>●●●</b> 一丁目	1234番	宅地	<b>3</b>	63030	平成22年4月18	B []	
表 題 部 (専有部分の建物の表示)					不動産番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	1 2 3	
家屋番号	家屋番号 ●●●一丁目 1234添の301					余白		
建物の名称	3 0 1				余白			
① 種類	② 構 造 ③ 床面 積 6 ㎡				原因及びその日付〔登紀の日付〕			
居宅 ①	鉄結コンクリート造1 4 3階部分 59 69 階建				平成22年4月1日新築 (平成22年4月18日) ❷			
表題き	部 (敷地権の表	示)						
①土地の符号	②敷地権の種類	D種類 ③ 敷 地 権 の 割 合				原因及びその日付〔登記の日付〕		
1	所有権 7 1150000分の6319				平成22年4月1日敷地権 (平成22年4月18日)			

## 【2 居住用の区分所有財産の評価額の計算】

(1) 評価乖離率

評価乖離率 = A + B + C + D + 3.220 = 2.457

(2) 評価水準

評価水準 = 1 ÷ 2.457

= \_0.4070004070...

(3) 区分所有補正率

評価水準(0.4070004070…) < 0.6

区分所有補正率 = 評価乖離率 × 0.6

 $_{-}$ =, 2.457  $\times$  0.6

=\_1.4742

<A~Dの計算>

① Aの計算

 $A = 15 \, \text{\pm} \times \triangle 0.033 = \triangle 0.495$ 

② Bの計算

総階数指数 = 11階 ÷ 33 = 0.333 B = 0.333 × 0.239 = 0.079

③ Cの計算

C = 3階 × 0.018 = 0.054

④ Dの計算

敷地持分狭小度 = 19.95 m ÷ 59.69 m

【区分所有権の価額】

(従来の区分所有権の価額)

(区分所有補正率)

(区分所有権の価額)

5,000,000円

× 1.4742

= 7,371,000円

【敷地利用権の価額】

(従来の敷地利用権の価額)

. (区分所有補正率)

(敷地利用権の価額)

10,000,000円

( 1.4742

= 14,742,000円